

平成24年度農林水産省税制改正要望について(主要事項)

平成23年10月26日 農林水産副大臣 岩本 司

継続要望事項

- 1 農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例の恒久化(軽油引取税)
- 2 農林漁業用A重油に対する課税の減免の2年延長(石油石炭税)
- 3 平成24年度以降の農地に対する負担調整措置の存続(固定資産税) 等

新規・拡充要望事項

- 1 林業経営の継続を確保するための納税猶予制度の創設 (相続税・贈与税、不動産取得税)
- 2 山林所得の特例措置の森林経営計画への適用(所得税)
- 3 農地に係る贈与税の納税猶予を適用している場合の貸付けの特例等の創設(贈与税・不動産取得税)
- 4 農林漁業の6次産業化を促進するための特例措置の創設(所得税・法人税)
- 5 再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進するための税制度の創設
 - (1) 再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進するための税財源の確保
 - (2) 石油石炭税の上乗せ税率についての農林漁業用軽油の免除・還付措置
 - (3) 再生可能エネルギー発電施設を新たに導入した場合の固定資産税の免除措置 等

農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例の恒久化〔軽油引取税〕

【創設年度：平成21年度、適用件数(平成21年度)農林漁業者等約37万人、減税額(平成21年度)25,905百万円】

【政策の背景・目的】

○軽油引取税は、従来は道路特定財源であったことから、農林漁業生産に使用される軽油は免税となっており、平成21年の一般財源化後も継続。

○軽油は、農林漁業生産を行う上で不可欠な生産資材であり、免税額が32.1円/ℓと大きいことから、農林漁業分野において約37万人が免税軽油を使用しており、多くの経営に貢献(21年度減税額259億円)。

○仮に免税措置が廃止されると、農林漁業生産コストが増加するものの、農林水産物価格に転嫁できないため農林漁業経営に重大な影響を与える。

また、農林漁業者の経営見通しを安定させ、将来の担い手を確保するためにも免税措置の恒久化を図ることが不可欠。

【特例の概要】

○農業用機械、林業・木材産業用機械、漁船等の動力源に使用される軽油については、所定の手続きを経た上で軽油引取税(32.1円/ℓ)が免除される。

【免税イメージ】

軽油本体価格 97.6円/ℓ (H23年8月) [石油石炭税約2円/ℓを含む]	当分の間税率(32.1円/ℓ)	
	(本則税率) 15円/ℓ	(旧暫定税率) 17.1円/ℓ

免税措置

販売価格
(H23年8月:129.7円/ℓ) 出典:「農業物価統計」

【特例の使用状況等】

	平成19年度			平成20年度			平成21年度		
	免税軽油 使用者数 (千人)	数量 (千ℓ)	免税額 (億円)	免税軽油 使用者数 (千人)	数量 (千ℓ)	免税額 (億円)	免税軽油 使用者数 (千人)	数量 (千ℓ)	免税額 (億円)
漁業	62	431	139	62	400	128	61	408	131
農業等	331	293	94	313	308	99	309	322	103
林業等	4	73	23	4	75	24	4	75	24
計	397	797	255	379	783	251	374	805	259

出典:総務省「道府県税の課税状況に関する調」

農林漁業用A重油に対する課税の減免の2年延長〔石油石炭税〕

創設年度：免税措置昭和53年度・還付措置平成元年度、

適用件数（平成22年度）施設園芸農家約19万戸・漁業者約14万人、減税額（平成22年度）3,609百万円

【政策の背景・目的】

- 施設園芸や漁業等における生産コストの低減により、経営の安定、野菜や水産物等の安定供給を確保することが重要。
- しかしながら、
 - ・ 原油価格は高騰している一方、農林水産物の価格は上がらず経営は厳しい
 - ・ 経営費に占める燃料費の割合は高い
 - ・ 震災により大きな被害を受けたいちご産地（宮城県亘理町や山元町）などでは復興に向けて必死の努力を続けており、いちごのハウス生産にはA重油は欠かせない資材

のような状況。

- 施設園芸農家約19万戸、漁業者約14万人がこの減免措置を利用しており、農林漁業者の経営安定、農林水産物の安定供給、震災の復興のために引き続き必要な措置。

○経営費に占める燃料費の割合

農業	ピーマン(冬春)	32%
	ばら	31%
	マンゴー	44%
漁業	いか釣(沿岸)	33%
他産業	タクシー	7%
	トラック	5%

農業：平成19年度産品目別統計及び産地聞き取りから農業経営費に占める割合を推計(全国平均)。マンゴーについては聞き取り。

漁業：平成20年漁業経営調査報告から。

他産業：タクシー、トラックについては自動車運送事業経営指標による。

【特例の概要】

農林漁業用A重油に係る石油石炭税（2,040円/KL：約2円/l）の免税、還付（2年延長）

【その他】

- ・ 昨年の政府税調において「小売価格等の引き下げ効果等の実態調査及び農協の指導強化を行い、その結果を踏まえて24年度改正で引き続き議論」との指摘。
- ・ 調査の結果、農業用が一般用価格を2円/ℓ以上下回って販売されていることを確認。農協等関係業界への指導も実施。

平成24年度以降の農地に対する負担調整措置の存続〔固定資産税・都市計画税〕

【創設年度：昭和51年度、適用件数（平成22年度）3,271,729件、減税額（平成22年度）31,152百万円】

【政策の背景・目的】

- 農業経営の安定を図るためには、農地の保有コストの急激な上昇を抑えることが重要。
- 約166万人(327万筆)の農業者がこの措置を利用しており、固定資産税評価額の3年毎の見直しに当たって、固定資産税等の急激な上昇を緩和させる負担調整措置を存続させることが必要。

農地に係る固定資産税の平均額の推移

(単位：千円/10a)

	H17	H18	H19	H20	H21
一般市街化区域農地(生産緑地を除く)	24,181	22,091	21,205	20,645	19,762
	2,984	3,159	3,374	3,586	3,716
	42	44	44	50	52
一般農地(生産緑地を含む)	67	67	67	67	67
	67	67	67	67	67
	1	1	1	1	1

資料：総務省「固定資産の価格等の概要調書」

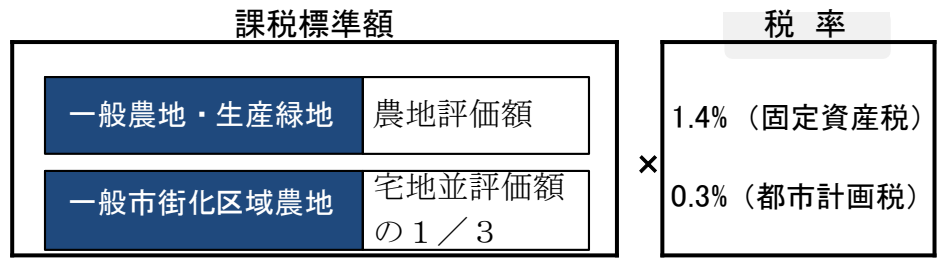
注：1 各欄の上段：評価額
中段：課税標準額
下段：税額

2 平均税額は、各年の課税標準額に税率1.4%を乗じて試算。

【特例の概要】

農地の課税標準額については、前年度の課税標準額をベースに、負担水準に応じた一定の率(負担調整率)を乗じて計算される額を適用。

① 本来の税額



①の額 > ②の額の場合、②の額を適用。

② 負担調整措置による税額



負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{当該年度の評価額}}$$

林業経営の継続を確保するための納税猶予制度

〔相続税・贈与税、不動産取得税〕

【適用見込み(24年度):適用件数35件、減税額432百万円】

【政策の背景・目的】

○戦後に造成された人工林資源が本格的な利用期を迎えているが、材価下落と生産性の低迷から森林整備が停滞し、木材利用も低水準。

このため、**森林・林業再生プラン**及び新たな森林・林業基本計画において、森林施業の集約化と路網整備等による森林施業の合理化、間伐の推進、木材供給の拡大等を通じて、森林の多面的機能の発揮、雇用確保等を図ることとしているところ。

○しかしながら、施業の集約化等の中核となる**中堅～大規模林家は、林業所得の低下の中で相続税・贈与税を負担しつつ林業経営を継続することが困難な状況。**

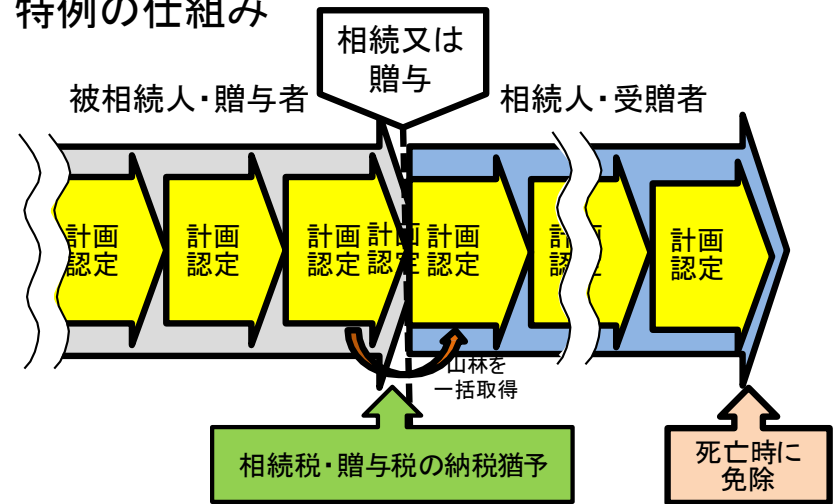
○このため、**先の通常国会において改正した森林法(森林経営計画制度)**に即して、森林施業の集約化の担い手となる森林所有者に対する**山林に係る相続税・贈与税の納税猶予制度を創設する必要。**

【特例の概要】

要 特例の対象者

森林法に基づき森林施業の集約化・路網整備の目標を記載した森林経営計画の認定を受けた森林所有者を対象に、山林相続税・贈与税の納税を猶予

2 特例の仕組み



(参考) 23年度税制改正大綱抜粋

山林に関する相続税・贈与税については、減税の効果・減収額や相続税・贈与税が林業経営に及ぼす影響等をまず精査した上で、課税の公平にも留意しつつ、林業家の現状や森林法の改正内容を踏まえ、森林施業の集約化や路網整備の徹底といった政策目的の達成が的確になされる税制上の支援措置について、納税猶予制度を中心に検討し、平成24年度税制改正において必要な見直しを行います。

山林所得の特例措置の森林経営計画への適用〔所得税〕

【創設年度:昭和42年度、適用件数(平成22年度)1,544件、減税額(平成22年度)46百万円】

※現行措置されている森林施業計画に係る森林計画特別控除の実績

【政策の背景・目的】

- 人工林資源が成熟化する中、適切な森林資源の利用を通じて森林の多面的機能を発揮させていくためには、森林法改正により措置された森林経営計画の作成を促進していくことが重要である。
- 森林経営計画に基づき森林施業を行う場合、伐採量が制約されることから、これを軽減し、計画作成による持続的な森林経営の実施を誘導していくため、本特例が必要である。
- なお、改正森林法の施行時点で有効な森林施業計画についても同様の措置が必要である。

【特例の概要】

- 森林経営計画に基づいて立木の伐採等を行った場合、収入金額（伐採搬出経費、譲渡経費を除く）の一定額を控除

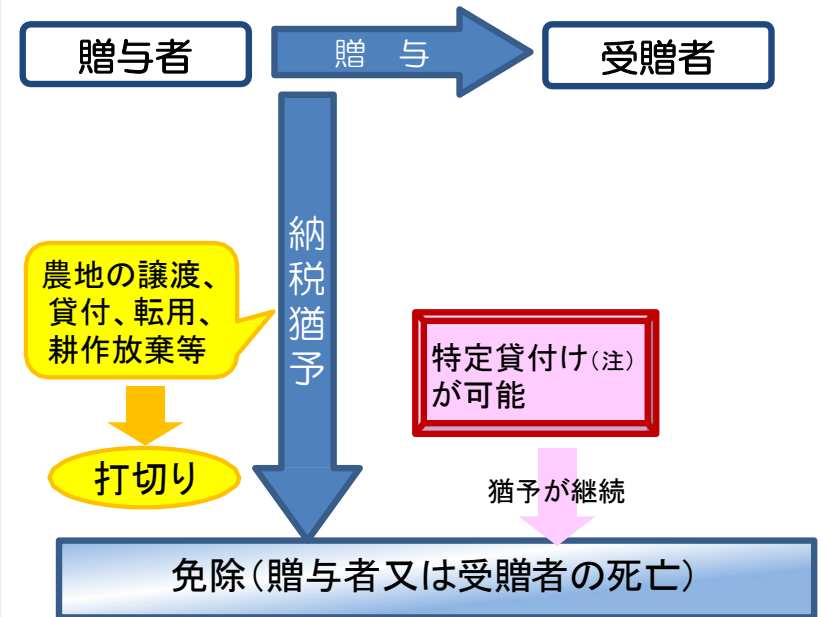
農地等に係る贈与税の納税猶予を適用している場合の貸付けの特例等の創設 〔贈与税・不動産取得税〕

【適用見込み(24年度):適用件数2,500件、減税額7,367百万円】

【政策の背景・目的】

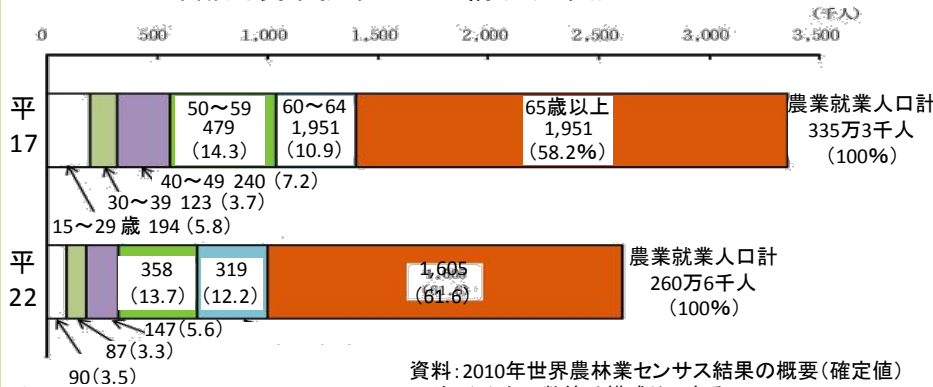
- 「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、平地で20～30ha、中山地域で10～20haの規模の経営体が大宗を占める構造を目指すとしたところ。
- 今後、高齢農家の大量リタイアが見込まれる中、その農地を集積することが重要。
- 相続税の納税猶予においては、農地を貸し付ける場合に猶予が継続できる特例が既に認められており、贈与税の納税猶予についても同様の特例を講じる必要がある。

【特例の概要】



(注) 特定貸付: 利用権設定等による農地の貸付け

年齢別農業就業人口の構成(全国)



資料: 2010年世界農林業センサス結果の概要(確定値)
注: ()内の数値は構成比である。

農林漁業の6次産業化を促進するための特例措置の創設〔所得税・法人税〕 【適用見込み(24年度):適用件数211件、減税額175百万円】

【政策の背景・目的】

○我が国の農林漁業及び農山漁村は、農林水産物価格の低迷等による産出額の減少、所得の減少等により、農山漁村の活力は著しく低下している状況。

このため、農林漁業生産と加工・販売の一体化を行うことなどによる「6次産業化」の取組を推進し、農林漁業者の所得の向上及び農山漁村における雇用の確保を図ることが必要。

○しかしながら、農林漁業者等は経営基盤がぜい弱であることから、農林漁業者等が6次産業化に当たって、初期の設備投資活動の負担を軽減する特例措置を創設することが必要。

【特例の概要】

○ 六次産業化法に基づき認定された「総合化事業計画」及び「研究開発・成果利用事業計画」により、農林漁業者等が備した機械装置等に対して、通常の減価償却に加え、取得価額の30%の特別償却をすることができる措置を創設。

特別償却
制度

《特別償却額》
取得価額 × 30%

普通減価償却額

当期償却額

再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進するための税制度の創設

【政策の背景・目的】

- エネルギー需給を巡る様々な動きの中で、今後、**温室効果ガスの削減を図りつつ、持続可能なエネルギー供給構造を早急に確立**することが必要となっている。
- それには、災害に強く地域分散型であり、温室効果ガスを発生させない**農山漁村に豊富に存在する再生可能エネルギーの生産・利用推進**やCO₂削減に多大な役割を果たす**森林吸収源対策**等を推進することが重要。
- このため、既存エネルギー税制を活用しつつ、再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進するための化石燃料を対象とした税制措置を創設することが必要。
- また、再生可能エネルギー発電事業を行うには、多額の初期投資を伴うため、施設導入に係る軽減措置を講じることが必要。



【要望の内容】

- ① 全化石燃料を課税対象とする「**石油石炭税**」「**地球温暖化対策のための税**」の活用、ガソリン税の「**当分の間の税率**」の現行負担水準の維持等により税財源を確保し、**これらの税収を農山漁村における再生可能エネルギー対策や森林吸収源対策、木材利用拡大対策などに係る歳出に充当できる措置**を講ずること。
- ② 全化石燃料を課税対象とする「**石油石炭税**」の税率の上乗せ税率について、**農林漁業用の軽油を免除・還付の対象に追加する特例措置**を講じること。
【適用見込み(24年度)：件数約38万件、減収額2億円】
- ③ **再生可能エネルギー発電施設を新たに導入した場合、固定資産税を全額免除する措置**を講じること(経産省、環境省と共同要望)
【適用見込み(25年度)：件数319件、減収額4億円】

小水力発電



森林吸収源



(参考)23年度税制改正大綱抜粋

〔森林吸収源対策〕

温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう国全体としての財源確保を引き続き検討します。